

宮城県行政評価委員会  
政策評価部会（平成25年度第1回）

日 時：平成25年5月27日（月曜日）

午後2時から午後4時まで

場 所：行政庁舎11階 第2会議室

平成25年度第1回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日時：平成25年5月27日（月）午後2時から午後4時まで

場所：宮城県行政庁舎11階 第2会議室

出席委員：堀切川一男 委員 成田由加里 委員 足立千佳子 委員  
安藤 朝夫 委員 井上 千弘 委員 小坂 健 委員  
折腹実己子 委員 本図 愛実 委員 山本 玲子 委員

欠席委員：なし

司 会 それでは、皆さんおそろいのごさいますので、ただいまから宮城県行政評価委員会平成25年度第1回政策評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、後藤震災復興・企画部理事より御挨拶を申し上げます。

震災復興・企画部理事 震災復興・企画部理事兼次長の後藤でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、宮城県行政評価委員会政策評価部会に御出席いただきまして大変ありがとうございます。また、委員の皆様方には県政各般におかれまして日頃格別の御指導、御助言を賜り、重ねてお礼申し上げます。

震災から2年2カ月が経過いたしましたけれども、今年度は震災復興計画上の復旧期の最終年度という位置づけになっております。復旧事業を一層加速させていくとともに、復旧にとどまることなく、先進的な地域づくりにつながる抜本的な再構築ということで、それを進め、ふるさと宮城の再生を実現していくための重要年度であると考えてございます。

県といたしましては、被災した方々の生活再建などに全力を挙げるとともに、将来の発展に向けた種まきにもつながるような事業にも着手し、市町村や国と連携しながら、県民とともに復旧・復興に総力を挙げて取り組むことといたしております。

評価をいただいているさまざまな施策に関してですが、我々としても感じてございますのは、政策評価上の政策の進捗状況、それから評価指標にあらわれる我々の行政としての計画の進捗の評価と県民の方々の評価、それから国でも動き出しており、先ほど申し上げました種まきにも通じますが、東北の将来に向かっての新しい取組のスピード感といいますか、10年後を目指した時間軸としても2つ、3つある中で、復旧・復興が進んでいっているのかなと感じておりまして、そこを政策評価の中にどのように表現をし、我々行政としても計画上やっている部分はありながら、復興全体の評価をどのように受け止めていくのかというのは非常に難しい問題だと受け取っています。

今回も昨年度、特に県民意識の評価というものを改めて評価制度の中に取り入れ、県民意識の部分に重点を置いた評価スタンスをとってきたつもりでございます。そういった政策の状況、復興の状況に合わせた政策評価のあり方というもの

逐次、探っていかなくてはならないと考えているところでございます。正直言いますと、我々の評価よりも県民の方々の評価というのは相当に厳しいだろうと受け止めているところでございます。

そのような前提を踏まえながら、今年度の評価につきまして県の評価原案を決定するとともに、宮城県行政評価委員会に諮問をさせていただいたところでございます。

昨年度から審議対象に震災復興計画が加わったため審査件数が非常に増しております。委員の方々には非常に御苦勞をおかけしているところでございますが、評価原案につきましてよろしく御審議をいただければと思っております。委員の皆様から頂戴いたします御意見は、今後の行政活動に適切に反映していくとともに、我々としても日々の行政の取組の支えにしたいと思っております。

さまざま御苦勞をお願いすることになりますが、よろしくお願いを申し上げます。

司 会 それでは、定足数等の報告をさせていただきます。

本日は堀切川部会長を初め9名の委員に御出席いただいております。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことから、会議は有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

進行については、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により堀切川部会長に議長をお願いいたします。堀切川部会長、よろしくお願いをいたします。

堀切川部会長 皆さん、こんにちは。

平成25年度第1回の宮城県行政評価委員会政策評価部会に御出席いただきまして、どうもありがとうございます。何と本日は全員の出席ということで、幸よいスタートを切れて本当に嬉しいと思っております。

震災以降、皆さんいろいろな立場で頑張ってきておられると思いますが、復旧・復興については、目の前の問題の解決だけでもとても大変で、それがまたたくさんどんどん出てくるという経験をしてこられたのではないかと思います。元に戻るべきものというか、戻すべきものについていかに早く元に戻すかということも大事ですが、絶対元に戻れないものもたくさんあると思っております。そうした元に戻れないものについては、姿は変わっても元よりよくなるという気持ちで、復旧・復興の先には大いなる飛躍というゴールがあるんだという意識でやっていきたいと思っております。先ほど理事からも復旧・復興の中でこれから種まきをどんどんしていきたいという話がありました。我々今年度は平成24年度の評価をさせていただきますが、多分その中にも多少の種まきがあって、芽が出始めているものも見えるのではないかといい明るい希望を持ちたいと思っておりますので、かなりの分量になりますけれども、今年度よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、初めに議事録署名委員を指名させていただきたいと思っております。前回の政策評価部会では小坂委員、山本委員をお願いいたしました。今回は足立委員、井上委員のお二人をお願いしたいと

と思いますが、よろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

次に、会議の公開についてでございますが、当委員会運営規定第5条の規定によりまして当会議は公開とさせていただきます。

それでは、次第に従いまして、議事を進めてまいります。

(1)の「平成25年度政策評価・施策評価について」に入ります。

まず、資料1を御覧いただきたいと思ひます。

平成25年度政策評価・施策評価につきまして、資料のとおり知事から行政評価委員会へ諮問がなされております。この諮問を受けまして、行政評価委員会条例第6条第1項及び行政評価委員会運営規定第2条の規定によりまして本部会において調査審議を行うこととなっております。本日皆様にお集まりいただいているところでございます。

それでは、今年度の政策評価・施策評価の状況につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

企画・評価専門監 震災復興政策課、企画・評価専門監の遠藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきます。

それでは、平成25年度政策評価・施策評価の基本票につきまして、お手元の資料2-1、基本票の要旨、これに基づき説明させていただきます。

なお、資料2-2といたしまして、21政策、57施策の全てに関する基本票、これを別冊として、厚いものですが、御用意させていただきました。あわせて御覧いただければと思ひます。

それでは、資料2-1、1ページをお開きください。

政策評価・施策評価の趣旨、目的につきましては記載のとおりでございます。いずれも昨年度と変更はございません。

2の(2)宮城の将来ビジョン等の体系と政策評価・施策評価との関係につきましては、昨年度から宮城の将来ビジョンに加えまして、一昨年10月に策定した宮城県震災復興計画、昨年3月に策定しまして今年3月に改定しました宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画、これを元に平成24年度に実施しました政策・施策及び事業について評価を行っております。

めくっていただきまして、3ページの(3)政策評価・施策評価の対象及び方法等、そして4ページの(4)政策評価・施策評価の流れ、これらにつきましては後ほど議事(2)で、具体的な審議方法、あるいはスケジュール等について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

今年度の政策評価・施策評価の評価状況でございます。11ページ以降には各政策・施策の評価状況を一覧表にしてございます。11ページ以降、あわせて御覧ください。

なお、一覧表には昨年度の評価結果、これも括弧書きで記載しております。

初めに、宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興実施計画の体系、これにおける政策評価の状況でございます。

資料は5ページの下の方に記載のとおり、「順調」とした政策はなく、「概ね順調」とした政策は9つ、「やや遅れている」とした政策は5つ、「遅れている」

とした政策はございませんでした。昨年度の評価結果と比較しますと「概ね順調」が2つ減少しまして、逆に「やや遅れている」が2つ増加いたしました。

6ページをお開き願います。

「やや遅れている」と評価しました政策は、一番上の参考1にありますとおり、政策2「観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化」など5政策となっております。

次に、施策評価の状況でございます。

下の表に記載してありますとおり、「順調」とした施策は1つ、「概ね順調」とした施策は22、「やや遅れている」とした施策が10、「遅れている」とした施策はございませんでした。昨年度の評価結果と比較しますと「概ね順調」が4つ減少しまして、逆に「やや遅れている」が4つ増加いたしました。

右の7ページを御覧ください。

「順調」と評価した施策は、参考2にありますとおり、政策5の施策11「経営力の向上と経営基盤の強化」となっております。一方、「やや遅れている」とした評価した施策は参考3にありますとおり、政策2の施策4「高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興」など10施策となっております。

次に、(2)の宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系における政策評価の状況でございます。

下の表に記載してありますとおり、「順調」とした政策はなく、「概ね順調」としました政策が3つ、「やや遅れている」とした政策が4つ、「遅れている」とした政策はございませんでした。昨年度の評価結果と比較しますと、「概ね順調」のうち4つが「やや遅れている」に評価を下げたという形になってございます。

8ページをお開き願います。

「やや遅れている」と評価しました政策は、一番上の参考4にありますとおり、政策1「被災者の生活再建と生活環境の確保」など4政策となっております。

次に、施策評価の状況でございますが、表に記載のとおり「順調」とした施策は1つ、「概ね順調」とした施策は12、「やや遅れている」とした施策は11、「遅れている」とした施策はございませんでした。昨年度の評価結果と比較しますと「順調」が1施策、「概ね順調」が8施策、それぞれ減少しまして、逆に「やや遅れている」が9施策増加いたしました。

「順調」と評価した施策でございますが、参考5にありますとおり、政策5の施策3「上下水道などのライフラインの復旧」となっております。

9ページを御覧ください。

「やや遅れている」と評価した施策ですが、参考6にございますとおり、政策1の施策1「被災者の生活環境の確保」など11施策となっております。

このように、政策評価及び施策評価ともに「概ね順調」が大幅に減りまして、「やや遅れている」が大幅に増加した理由、要因としましてはさまざまございますけれども、その一つとして、昨年度、議会などから県の評価結果と県民意識との乖離、それについて指摘があったことから、今年度は県民意識調査で把握した結果をより適切に評価に反映させるため、当部会にお諮りを申し上げまして、施策への満足度の割合に着目した区分、これを新設するなど見直しを図ったところでございます。

また、震災復興計画に掲げる取り組みについて、県民の方々の関心もより高い

ことから、評価を行うに当たっては県民意識を十分に考慮し、自らにより厳しい姿勢で評価した結果と考えております。

以上、今年度の政策評価・施策評価につきまして御説明申し上げます。

堀切川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それぞれ政策におきましても施策におきましても、「概ね順調」が減って「やや遅れている」が増えたというのが今年の傾向ですが、いかがでしょうか。

安藤委員 一つだけ確認ですが、よろしいでしょうか。

堀切川部会長 安藤委員、お願いします。

安藤委員 震災の施策評価のところで、昨年度「順調」であったものが1つ減っていますが、その1つ減った「順調」は「概ね順調」に落ちたということによろしいでしょうか。「やや遅れている」まで落ちたとすれば、これはちょっとそもそも評価の信頼性にかかわると思います。

企画・評価専門監 昨年度2つございました「順調」と評価した施策、これが1つ減少しましたが、「概ね順調」に1ランク評価を落としたということでございます。

安藤委員 具体的には何ですか。

企画・評価専門監 政策5，施策1の「道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進」でございます。

堀切川部会長 ほかにいかがでしょうか。小坂委員、お願いします。

小坂委員 確認ですが、昨年より厳しくなったということで、それは県民意識調査と、県民満足度をかなり考慮してということをおっしゃいましたが、そうすると、例えば今までの目標指標を満たす割合は変わらないけれども、県民の満足度が低からより下げたというようなことがあるのでしょうか。それとも、ある程度指標などが同程度であれば、同じような進行状況「概ね順調」という形になっているのでしょうか。その辺のどのよう満足度が生かされたかというのは、何となくピンとわかるようなわからないようなところがあるので、ちょっと教えていただければ参考になると思います。

企画・評価専門監 評価基準につきましては、政策の評価ならば、委員の皆様、先生方既に御承知のとおり4基準ございます。1つ目は目標指標の達成度、2つ目には事業の成果、3つ目に社会経済情勢等と、もう一つが県民意識でございます。昨年度につきましては県民意識を推し量って評価した部分がございますので、今年度は満足群、不満群の割合でⅠ、Ⅱ、Ⅲに区分し、ある程度明確に県民意識を捉えることとさ

せていただいたわけです。

4 基準それぞれに軽重の違いというのはございませんが、違いはないと言いな  
がらも、県民意識をより重視した形に評価の段階で臨ませていただいたという形  
でございます。

堀切川部会長 そのほかいかがでしょうか。

私からも1つ質問ですが、例えば目標指標は目標値以上達成しているものがほ  
とんどにもかかわらず、「概ね順調」とか「順調」にせずに「やや遅れている」と  
したのも、資料2-2を見ましたらお見受けしたのですが、多分それは県民意  
識調査の結果を踏まえて非常に慎重に、ある意味、県では厳しく自己評価してお  
られるのかなと理解しました。しかし、その場合ですと、県民意識調査を相当尊  
重されるとすれば、課題と対応方針のところには目標指標では書き込めない県民  
の意識を捉えた課題を新たに設けて、その対応方針を書くというような努力をさ  
れたのかどうかというのを質問したいのですが、いかがでしょうか。

企画・評価専門監 目標指標は目標を達成しているものがほとんどでありながら、県民意識調査は  
Ⅲのものであって、施策の評価は「やや遅れている」という形になっているもの  
は部会長の御指摘のとおりでございます。それらにつきましては、全体の中での記  
述を目標指標の捉え方と、一方で県民からの捉え方でそれぞれに工夫をさせてい  
ただいているところでございます。

堀切川部会長 分かりました。

通常、昨年までは目標指標があつて、その達成度を見ながら県の自己評価の状  
況を拝見させていただいて、場合によっては対面審議という形にしてきました。  
しかし、今年度、目標値は達成できているけれども、県民意識調査の結果を見て、  
「やや遅れている」という非常に慎重な表現をされているのであれば、場合によ  
ってですが、県民意識調査をどう理解されて、目標指標は達成しているけれども、  
もっとまだまだ足りないところを次年度どうしたいというところがどのように書  
き込まれているかという視点で対面審議をお願いすることもあるのかなと思いま  
す。我々自身の問題ですけれども、そういう意識を去年まではあまり持たなかつ  
たものですから、今年は場合によってそういう意識を持たなければいけないかな  
という気がして質問させていただきました。どうもありがとうございます。

それでは、次のところでいろいろ御質問も出るかと思っておりますので、続いて(2)  
の「政策評価部会・分科会の進め方等について」に入らせていただきたいと思います。

まず、各分科会に属する委員の指名を行いたいと思っております。

分科会に属する委員の指名につきましては、行政評価委員会条例第6条第4項  
及び行政評価委員会運営規定第7条によりまして、部会長が指名することとなっ  
ております。

今年度の各分科会の所属委員及び担当政策・施策については、昨年同様、資料  
3の内容でお願いしたいと思います。資料3を御覧いただければと思います。

各分科会で「◎」が記載されている委員には、その分科会の分科会長をお願い  
したいと思います。

なお、第2分科会で御審議いただく政策9「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」につきましては、第3分科会から安藤委員に加わっていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、今年度の分科会の進め方等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

企画・評価専門監 それでは、私から、政策評価部会分科会の進め方等につきまして御説明いたします。

政策評価部会及び分科会の進め方につきましては、宮城県震災復興計画、この体系による評価が加わったことによりまして、昨年度、一部変更した点もございませう。その変更点の再確認、それと部会及び分科会を進めるに当たりまして特に御留意いただきたいポイントなどを中心に御説明いたします。

なお、説明の都合上、資料の参照が前後することがございますけれども、あらかじめ御了承いただきたいと思ひます。

説明は、お手元の資料4から9を用いて行わせていただきます。

資料4を御覧ください。

最初に、今年度の政策評価・施策評価関係の全体スケジュールにつきまして説明申し上げます。

黒丸のございます項目、これが行政評価委員会政策評価部会及び分科会関係のスケジュールになります。昨年度は2月に当部会、3月に行政評価委員会を開催いたしまして、今年度の政策・施策評価の審議の進め方等につきまして御審議いただきました。今年度は、資料の中ほどになりますけれども、先ほど部会長から御報告ございましたように、政策評価・施策評価につきまして、本日5月27日に行政評価委員会へ諮問させていただいております。

その2つ上になりますけれども、諮問と同時に評価原案を公表するとともに、県民意見の聴取を始めております。県民意見の聴取は、本日から6月25日までの30日間といたしております。また第1回政策評価部会を本日開催させていただいております。その後、部会の下にございます日程に沿って各分科会の開催を予定してございます。

各分科会での審議を経まして、7月8日に答申案の取りまとめのための第2回政策評価部会を開催させていただきまして、7月中の答申をお願いしたいと考えております。その後、来年2月に最終的な評価書の報告、翌年度の評価スケジュールにつきまして御審議いただくため、第3回の政策評価部会を開催しまして、また、3月には各部会の審議結果を報告する場として行政評価委員会を開催させていただきたいと考えています。

このほか、政策評価・施策評価の関連では、12月に県民意識調査を実施することといたしております。

次に、資料5を御覧ください。

今年度の政策評価部会分科会の進め方等を御説明いたします。

1の「政策評価部会各分科会の審議・判定の範囲について」でございませうが、点の1つ目にありますように宮城の将来ビジョン、宮城県震災復興計画及び宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画の体系に基づき21政策、57施策の全てを御審議、判定をいただくこととしております。

点の2つ目でございます。判定の対象は「政策・施策の成果」に係る県の評価原案の妥当性としております。

点の3つ目、「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」については、県の評価原案に対して委員の皆様から御意見をいただくこととしております。

2「審議方法の変更点について」でございますが、審議に当たっては、宮城県震災復興計画の対面審議における質疑応答時間を、宮城の将来ビジョンと同様に最大で20分に短縮するとともに、対面審議項目の事前抽出の対象に、宮城県震災復興計画を加えることとしております。

なお、「対面審議」とは、委員からの質疑に対する県担当者の回答を対面で行うことによる審議方法となります。また、「書面審議」とは、対面審議以外の審議手法と定義してございます。

対面審議項目の事前抽出を初めとする審議の進め方につきましては、裏面を御覧ください。これは今年2月に開催いたしました当部会の資料の抜粋でございます。

この資料で3「主な見直しの内容」の(2)①政策評価部会分科会審議の効率化の点の1つ目で、宮城県震災復興計画の対面審議における質疑応答時間を、宮城の将来ビジョンと同様に短縮することまた、点の2つ目で、対面審議項目の事前抽出の対象に、宮城県震災復興計画を加えることについて当部会にお諮りし、御了解を頂戴しているところでございます。

表面にお戻りください。

「3の分科会の進め方」ですが、点の2つ目、開催回数は各分科会とも3回ないし4回を予定してございます。

点の3つ目、その下の四角の3つ目に記載してございますけれども、対面審議に係る質疑応答時間については、抽出する委員の人数により審議時間の配分を変えてございまして、政策評価は、委員1名以上が事前抽出した政策は1政策当たり8分を目安に対面審議を行います。事前抽出のない政策につきましては、対面審議を行わないことといたしております。ただし、政策を構成する施策が1施策でも事前抽出された場合には、1政策当たり8分を目安に対面審議を行っていただくこととしております。

次に、施策評価でございますが、委員2名以上が事前抽出した施策は1施策当たり20分、1名が抽出した施策は10分、これを目安に対面審議を行いまして、事前抽出のない施策については、対面審議は行わないということにさせていただいております。

次の四角の「※」の1つ目にありますように、政策に係る対面審議には、政策評価担当課室、施策評価担当課室が臨席することを基本としまして、「※」の2つ目にありますように、施策に係る対面審議には、関係する政策評価、施策評価、目標指標及び事業担当課室が臨席することを基本とさせていただいております。

質疑応答後、県の評価原案に対する意見の集約を行い、判定及び判定理由等の決定を行っていただくこととなります。

資料6を御覧ください。

対面審議項目の事前抽出等を踏まえまして、分科会当日のより具体的な進め方につきまして御説明いたします。

初めに、論点整理を行っていただきまして、次に、事務局から質疑応答手順の

確認を行い、その後、審議に入っていただきます。政策を構成します最初の施策について担当課から概要説明がございまして、その後、質疑応答を行っていただきます。所要時間は、事前抽出の状況によりまして20分ないし10分を見込んでございます。

なお、事前抽出がなかった場合については、対面審議は行わないこととなります。

複数の施策があれば同様に概要説明、質疑応答を繰り返していくこととなります。施策評価の質疑応答終了後、政策評価の審議を行っていただきます。施策同様、担当課から概要説明がございまして、その後、質疑応答を行い、おおむね8分程度を目安に1つの政策に係る分科会審議を終了したいと考えてございます。

なお、政策評価の対面審議でございますが、先ほど申し上げましたとおり、施策も含めて事前抽出がなかった場合には行わないということとなります。

政策評価の審議を終了しまして、県の担当課が退席した後、判定及び判定理由の決定を行っていただくこととなります。

資料6の中に出席課室の記載がございすけれども、先ほど御説明しましたように、目標指標等及び事業担当課室につきましては、例年同様に施策についての審議のみ出席ということで、政策の審議には出席いたしません。特に目標指標や事業に関する御質問がございましたら、施策評価の審議の場でお願ひしたいと存じます。

続いて、資料7を御覧ください。

こちらには、諮問から答申に至るまでの流れを示してございます。最終的な県の評価結果を議会へ報告する時期、これが今年度も例年同様9月になると見込まれますので、分科会の開催時期等も例年とほぼ同じ時期とさせていただきます。委員の皆様にはお忙しいところ大変御負担をおかけいたしますけれども、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、簡単に流れを確認してまいりたいと思います。

資料4でも御説明しましたとおり、知事から行政評価委員会委員長に対しまして、県の評価原案であります基本票の内容が妥当かどうかをお諮りするための諮問が本日なされております。本日、第1回の政策評価部会が開催されまして、先ほど堀切川部会長から各分科会所属委員の指名が行われたところでございます。5月30日以降6月19日までの間、各分科会の開催を予定してございますので、各政策・施策の審議をよろしくお願ひいたします。

分科会の具体的な進め方につきましては、この後、御説明しますけれども、③-3、囲みの最初の説明書きにありますように、分科会ごとに判定とその理由を集約していただきまして、「審議結果報告書」を作成することとなります。大変厳しい日程ではございますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

そしてこの後、④にありますように答申案の作成に入っていただきます。各分科会から提出されました「審議結果報告書」をもとに部会全体としての答申案を取りまとめ、事務局から各委員の皆様へ送付いたしますので御確認をお願ひいたします。

その後、第2回政策評価部会を7月8日月曜日に開催いたしまして、部会としての答申内容を審議決定いただきまして、7月中に行政評価委員会から県に対し答申を行っていただく予定としてございます。

なお、答申の内容につきましては、行政評価委員会条例第6条第7項の規定によりまして、部会の議決をもって行政評価委員会の議決となりますことから、政策評価部会の議決をもって決定されることとなります。

次に、特に御留意いただきたいポイント、これをもう少し具体的に見てまいります。

まず、②の第1回部会開催の囲いの中に、一番下の点にございますように、各分科会の担当委員におかれましては、大変恐縮ですが、6月3日までに「対面審議項目の事前抽出」、別紙1でございますが、これを御提出くださるようお願いいたします。

なお、6月5日以前の開催、これを予定している各分科会の第1回目及び第3部会の第2回会議、これに係る対面審議項目の事前抽出につきましては、分科会の前々日までに御提出をよろしくお願ひしたいと思います。

また、原則として分科会前々日までに要質疑事項、別紙の2になりますけれども、これをメールまたはファックスにより御提出くださるようお願いいたします。

次のページの別紙1を御覧ください。

別紙1、A4横の表になってございますが、これは事前抽出用紙の例といたしまして、第1分科会で御審議いただく政策・施策の一部を記載してございます。ここには左から政策名、政策に対する県の評価原案、施策名、施策に対する県の評価原案、目標指標とその達成度、県民意識調査の結果、施策を構成する事業の有効性や決算見込額等を記載してございます。これらの情報や資料2-2、基本票でございますが、基本票の内容をもとに対面審議が必要と御判断された政策・施策につきまして「※」を打ってございますが、「※対面審議」の欄に「○」を御記入いただきまして事務局あて御提出をお願いいたします。

なお、事前抽出用紙につきましては、各委員の先生方が御担当されます政策・施策ごとに部会資料とは別にしてお配りしてございます。後ほど御確認願ひます。

別紙1の裏面を御覧ください。

要質疑事項の様式をおつけしてございます。この様式は、委員の皆様が御担当されます政策・施策につきまして疑問点等を記載いただきまして、それを事務局で取りまとめ、論点整理の際に活用できるようにお配りする予定でございます。

なお、要質疑事項の内容につきましては、限られた時間内での分科会審議をより効率的、効果的に進めるために政策・施策の各担当部局にも事前に情報提供をさせていただきたいと考えておりますので、御了承願ひます。

次のページの別紙3を御覧ください。

要質疑事項、これに対する担当課からの回答様式でございます。分科会に出席し、回答する場合には提出しなくてもよいということとしております。

次に、資料7の1ページにお戻りいただきまして、③の分科会開催についてでございますが、資料中ほどの③-1「論点整理」に記載してありますとおり、分科会開催当日は審議開始の前に少しお早目にお集まりいただきまして、事前の論点整理を行っていただきたいと思ひます。委員の皆様から事前に御提出いただきました要質疑事項をまとめたものを当日配付させていただきまして、判定に必要となります論点なり質問等を分科会長の進行でもってまとめていただくようお願い申し上げます。

次に、その下の③-2でございますが、質疑応答でございます。審議は3つの

分科会に分かれて行い、質問等はそれぞれの分科会の事前の論点整理等を踏まえて行っていただく、このようにお願いいたします。

最後に、その下③-3でございますが、判定及び判定理由の決定でございます。分科会終了後に、その場で答申意見につながります判定理由を集約し、決定した上で、分科会ごとに別紙4-1、別紙4-2の審議結果報告書を作成することとなります。

審議結果報告書の記載内容につきましては、後ほど御説明させていただきたいと思っております。

なお、委員間での意見調整あるいは集約につきまして、メモ用紙ということで、別紙5の意見整理票、これを準備させていただいておりますので、御活用いただければと思います。

それでは、次に資料8を御覧願います。

この様式は、「政策・施策の成果」及び「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」、これにつきまして審議ポイントを記載したものでございます。表が政策評価、裏が施策評価の様式となっております。

表の政策のほうを御覧ください。

ここで県の評価原案であります基本票について、その妥当性を御判断いただきます際のポイント等について説明をさせていただきます。

政策の成果につきましては、県が行う「順調」、「概ね順調」、「やや遅れている」「遅れている」と、この4段階の評価原案につきまして、評価の理由、各施策の成果の状況、これから見て妥当かどうかを御判断いただくこととなります。判定は、「適切」、「概ね適切」、「要検討」、この3段階で行っていただきまして、あわせて判定理由も決定していただきます。「適切」は、県の評価原案につきまして、評価理由が十分であって、評価は妥当であると判断されるものを指します。「概ね適切」につきましては、評価理由に一部不十分な点が見られるものの、評価は妥当であると判断されるものを指すということにさせていただいております。一方、「要検討」でございますが、評価の理由が不十分、評価の妥当性を認めることができないため評価内容を検討する必要があると判断されるものを指します。

もう少し分かりやすくするために、下のほうに参考として判定の流れをフロー図に記載しておりますので、御覧ください。

まず、県が行った評価が妥当か、あるいは妥当性が認められないか判断をしていただきます。評価が妥当の場合には、評価の理由の記載内容が十分である場合には「適切」としまして、評価は妥当だけれども、評価理由の記載内容が足りないであるとか、あるいは明確でないなど、一部不十分である場合には「概ね適切」としていただきます。なお、その際は検討箇所を明示していただくこととなりますので、よろしく申し上げます。一方、評価理由が不十分、評価の妥当性を認めることができない場合には「要検討」としていただきまして、検討箇所を明示していただくこととなります。

次に、資料の中ほどに、2つ目の項目として記載してございます政策を推進する上での課題と対応方針につきましては、政策の成果や各施策の課題等から見て妥当かどうかで判断していただきます。なお、県が示す原案に対しまして意見がございます場合には具体的にその内容を決定していただくこととなります。

次に、裏面の施策評価の審議ポイントでございます。施策の評価につきまして

も、県が行う「順調」、「概ね順調」、「やや遅れている」、「遅れている」の4段階の評価原案について目標指標等の達成状況、県民意識、社会経済情勢、さらには事業の実績・成果等の評価の理由、これから見て妥当かどうかを御判断していただきまして、政策評価と同様、「適切」、「概ね適切」、「要検討」の3段階で判定していただいた上で判定理由を決定していただくこととなります。

なお、審議の参考としていただくために資料9、小冊子になってございますが、「平成24年県民意識調査結果報告書【概要版】」これを一緒にお配りしてございます。平成24年県民意識調査につきましては、宮城の将来ビジョンの体系に基づく施策については調査対象者の負担軽減ということも考慮しまして調査を実施してございません。類似する震災復興計画の体系に基づく施策の調査結果等から、その傾向であるとか、その推移について整理、分析しております。

次に、もう一つの評価項目でございます施策を推進する上での課題と対応方針につきましては、施策の成果などから見て妥当かどうかを御判断いただきます。

なお、県が示します原案に対して意見がございます場合には、具体的にその内容を決定していただきます。こうしてまとめていただいたものが、先ほど説明申し上げました審議結果報告書ということになります。

資料の7の中ほど右上に別紙4-1、別紙4-2となつてございますけれども、それぞれ政策評価・施策評価の報告書様式となりますので御覧ください。

「県の評価「政策の成果」に対する判定」欄については、県の自己評価に対して3段階のいずれかに判定していただくこととなりますが、判定結果を示す1番目の「適切」についての判定理由は、記載のとおりでございます。

次に、「概ね適切」、「要検討」につきましては、記載例にございますように、判定した理由を明示していただきまして、どの部分について説明が足りないとか、それらのことを個別に記載いただくことにしてございます。

県の「政策を推進する上での課題と対応方針」、これに対する意見欄につきましては、県が示す原案に対して意見がございます場合に意見の内容を具体的に御記入いただくこととなります。

様式4-2の施策評価の審議結果報告書につきましても、ただいま御説明申し上げましたものと記載の考え方は同じでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、一番最後の資料の10を御覧ください。

冒頭に御説明しました分科会の進め方、これを踏まえまして日程表を作成してございます。分科会の開催は、今週木曜日、5月30日の第2分科会から始まりまして、6月19日に終了する予定としてございます。集合時間、判定終了の予定時刻等につきましては記載のとおりでございますが、判定終了時間につきましては、対面審議項目の事前抽出、その抽出状況により変わってまいります。

なお、開催場所につきましては、全て県庁内を予定してございます。会議室は記載のとおりでございます。

以上、大変長くなりましたけれども、議事(2)の政策評価部会分科会の進め方等につきましてもの説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

堀切川部会長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

事務的な質問で恐縮ですが、資料7の1ページ目の上のほうの②の四角の中に記載されていますが、対面審議項目の事前抽出の日程についてです。6月3日までに全部出すということですが、それより前に開催の場合は、その分科会前々日の午後3時までと記載されています。去年も伺ったと思いますが、間に土日が挟まった場合はそれを抜いて前々日となっていたかなと思いますが・・・。

企画・評価専門監 部長おっしゃるとおりでございまして、平日ベースの前々日というようなカウントでよろしくをお願いします。

堀切川部会長 分かりました。我々の分科会は来週の月曜日ですが、そうすると今週の木曜日ということをご確認したくて質問させていただきました。ありがとうございます。

企画・評価専門監 よろしくをお願いします。

堀切川部会長 本図委員，どうぞ。

本 図 委 員 はい。第2分科会が5月30日からなのですが、字句どおりですと明日の3時。

企画・評価専門監 はい。30日の木曜日開催でございますので、第2分科会の第1回の前々日という明日になるわけでございます。厳密に言うちょっと違いがございまして、今週の木曜日、金曜日に開催されます第1回の分科会につきましては、前々日にはあるけれども時間の指定がないというか、午後3時までという部分は削ってございますので、前々日までによりしくお願い申し上げますということで、明日中によりしくお願いします。

堀切川部会長 山本委員，お願いします。

山 本 委 員 こういうことを申し上げるのはどうかとずっと思っていました。この委員会、常に長時間審議、それから事前の書類に目を通す時間も実際の審議時間の2倍から3倍の時間をかけているんですね。去年までは私はこういうものだと思って実は受け入れていたのですが、間に休憩時間が入るとはいえ、4時間、5時間を超すような会議で物事を決めるということ自体、少し無理はないでしょうか。今更言っても駄目でしょうが、一言申し上げて、もし考慮していただける余地があるのであれば、せめて2時間、事前の打ち合わせ、事後の打ち合わせの時間を含めて3時間前後にさせていただきたいと思います。そうすれば、こちら事前の審議に対する質問事項を作る時間に少し余裕が出てきますので。例えば1回目、直近のものに関しましては分量を少なくしていただいて、それで少し後ろのほうでもう一回ぐらい余裕のある形の会議をしていただくとありがたいです。去年も一昨年もですが、私の分科会では分科会の会長さんからこういう意見を出しますとメールをいただくのが真夜中で、もう次の日には次の会議の準備にとりかかる

ようなメールをいただいているんですね。それだけ大変な態勢でやってきておりますので、少しその辺を考慮していただけないかなというのが何年かやらせていただいていた私の意見でございます。そういう余地は全くないのでしょうか。

堀切川部会長      いかがでしょうか。

企画・評価専門監      今年度につきましてもこのような非常にタイトなスケジュールの中の御審議をお願い申し上げる形になりましたけれども、今年度につきましては堀切川部会長とも事前に御相談を申し上げて、実は1週間程度早目に委員の先生方のお手元にこの評価書、できれば事前配付させていただきまして、少しでも事前のお目通しを早目にさせていただこうということで作業をしておりましたが、結果といたしまして、今回もこのようなことになりましたことをおわび申し上げます。

来年は、山本委員のそのようなお話があったことを当然踏まえまして、今後の検討課題ということにぜひさせていただきたいと思います。

堀切川部会長      実は、ほぼ同じ心境で、私もおりました。

山本委員      ええ、第1分科会が一番大変そうに私もお見受けしました。

堀切川部会長      この部会は今日ですけれども、その前にもし資料が整うのであれば、委員の先生方に早目にこの分厚い資料2-2をお渡ししたいとお願いしていました。そうすれば、我々としては事前に予習ができるものですから、事前抽出がやりやすくなるかなと考えていました。しかし、事務局というか、県庁皆さんの全部の力でここまで来るので、結果的にはこの作成がもうぎりぎりになられたということです。本当はもう1~2週間早ければ我々は相当楽になったかなと思います。少なくとも次年度にはぜひゆったりしたペースで準備ができるような体制にいただければ我々としては非常にありがたいので、お願いしたいと思います。

山本委員      後ろが決まっているんですね。ですから例えば審議をもう1回分ぐらいに後ろに持ってくるということも不可能ということですね。

企画・評価専門監      そうでございます。

堀切川部会長      本図委員，どうぞ。

本図委員      事務局の説明についてお願いですが、抽出したものについて説明ということですが、事務局の皆さん非常に真面目で、頑張ってください、3分を超えることがありますので、質問を踏まえた説明で、3分というのを御周知いただきたいと思います。その御説明の間にちょっと休めるというのはあるのですが、できましたらお願いしたいと思います。

企画・評価専門監      承知いたしました。担当課室の担当課の概要説明，3分を目安とするということをお重々基本といたします。

堀切川部会長 特に政策のところはトータルで8分なので、3分のところが5分、6分になりますと、残りは2～3分しかないということが結構あるものですから、3分の御説明は3分以内、短くて全然構わないので、その辺を周知していただければありがたいと思います。  
山本委員、どうぞ。

山本委員 あともう一つ。  
これは今の書面審議と対面審議の振り分けの部分ですけれども、たしか書面審議というふうをお願いしてデータをいただくはずのものが会議当日に間に合わなかったということがあったと思います。結局それは今回のように分科会が非常に近くに迫っていた場合です。そうすると予定した時間というのが結局どんどん後ろに行ってしまうと、予定内に終わらせるために逆になかなか十分な質疑がされないというケースもあります。こういう点、事務局も大変とは思いますが、結局、午後3時締切というのは多分事務局がお返事をお書きになったりするのに必要な時間でしょう。それが例えば「その日のうちでいいです」となると、次の日にお返事を（事務局の皆さんが）書かなければいけないわけですが、例えば「十分な調べができませんでした」というお答えがあったりします。こういう点に対する、昨年などの例から見ての事務関係の方たちの対応というのはどうなさっているのでしょうか。心構えといいますか、御配慮は。

企画・評価専門監 先生方にも厳しい御審議の日程をお願いしてございますので、そこは事務局でもそういったことのないよう、今、山本先生からも日程上の御指摘もいただいたこともございますので、今年特に、そこは我々も鋭意、お応えをさせていただくようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

堀切川部会長 そのほかいかがでしょうか。  
念のための確認ですが、去年に比べますと今年、とにかく自己評価が厳し目と申しますか慎重な評価が非常に多いというのが一見してわかりますが、例えばどう見ても「概ね順調」にするのが自然な記載内容と目標指標になっていて、「やや遅れている」という控え目な評価をされた場合に、通常こういう県民評価というのは第三者評価ですので、自分に甘くなっていないかという目で見て評価しようと思しますが、厳し過ぎるのではないかということで、「要検討」というのはあり得ることに今年はあるかなという気がしていますが、「やや遅れている」というのはいかんと、これはどう見ても「概ね順調」ではないか、だから「要検討」という今までない傾向が出てきても大丈夫ですか。

企画・評価専門監 県としましては、平たく言ってしまうと自らにより厳しい姿勢で今回は評価に臨んだということでございますので、それが適正な評価か否かは政策評価部会の先生方に御審議、御判断していただければと思います。

堀切川部会長 分かりました。では、いろいろな意識で評価させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

ほかにはないでしょうか。

震災復興企画部理事　今の補足ですが、政策評価、対面で御審議いただくときに、政策担当課とのやりとりというのは当然具体的な評価のあり方、内容について御確認をいただくということはありますが、そのような評価を形成する我々の一般的な政策評価サイドの考え方というのもありますので、そこは政策評価部門としてもいろいろ考慮しながら御説明をしたり調整をしたりさせていただいて、最終的な形を出すようなことで対応させていただきたいと思っています。

堀切川部会長　分かりました。

ちらっと中身を拝見しましたら、例年だとどう見ても「概ね順調」と書くべき文章が全部並んで、課題と対応方針もほぼそうになっているのに「やや遅れている」としていて、その「やや遅れている」の具体的な理由とそれに対する対応方針が必ずしも書かれていないものがちょっと見受けられまして、単に厳しい評価の点数だけつけておけば大丈夫という感じを受けてしまう可能性があります。実は30分早く来てのぞいてみましたら不自然な評価がちょっと見受けられたので、逆にそういうところは対面で本音のところをちゃんとお聞きしなければいけないかなという気もいたしました。厳しく評価すればいいというものじゃないよというか、正しく評価するというのも大事だと私は思っているのです、そういうところで今年の傾向が非常に不思議な感じを受けたものですから、心配をしてしまいました。去年までは相当厳しい数値が出てきて、「概ね順調」とか「やや遅れている」という表現だったので、若干そこが気になりまして、慎重に対面審議をさせていただければという気持ちです。ほかにはいかがでしょうか。成田委員。

成田委員　すみません、御説明あったかもしれないのですが、A4横の対面審議項目の事前抽出（案）というのが手元にありますが、これをどのように使ったらいいかという御説明をいただけないでしょうか。

企画・評価専門監　別紙1でございますね。今、記載例ではなく、各分科会ごとにお配りしています。

堀切川部会長　そうです。

成田委員　はい、これに丸をつけて出すということですね。

企画・評価専門監　「※」で対面審議の欄が2つございますけれども、左のほうですね。対面審議を行う政策・施策については該当する対面審議欄に「○」を記入いただきます。

堀切川部会長　分かりました。

安藤委員　よろしいですけれども、別紙2と3もそうですよね。事前に出さなければいけないので、メールに添付してデータを送っていただくようお願いしたいと思います。

企画・評価専門監 本日送らせていただきます。

堀切川部会長 ちなみに、施策のほうで対面審議に丸をつけた場合に、自動的に政策のほうも対面審議になると思いますが、政策もつけておいたほうがよろしいですか。施策から自動的に判断していただければ丸1個分、作業が減ると思いますが。

企画・評価専門監 そうですね。施策に丸がつけば、政策は当然に抽出となります。

堀切川部会長 別紙2とか3の、要質疑事項の記載の欄がまだ配られていないので、それは後ほどメール添付で送っていただけるとのことですね。

企画・評価専門監 はい。電子ファイルで送らせていただきます。

堀切川部会長 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、皆様にはこれからお忙しい中の御審議になると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

予定していた議題は以上でございます。

委員の皆様、ほかに何かございませんでしょうか。ないようでしたら、議事はこれで終了させていただきたいと思います。

なお、次回の政策評価部会は7月8日月曜日を予定しております。後日、正式に委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局に進行をお返ししたいと思います。

皆さんの御協力ありがとうございました。

司 会 それでは、以上をもちまして平成25年度第1回政策評価部会を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名人 足立 千佳子 印

議事録署名人 井上 千弘 印